

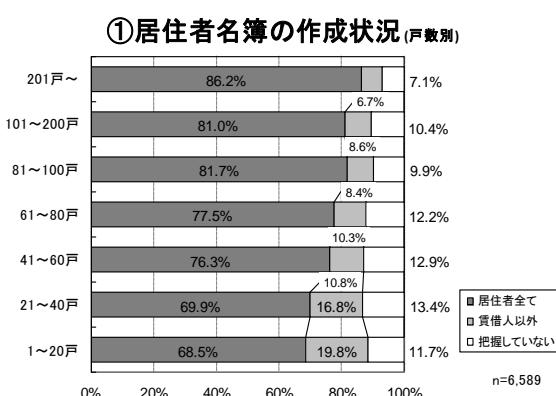
マンション管理士吉田総合事務所通信

2013年(平成25年)5月25日
第00030号(隔月発行)

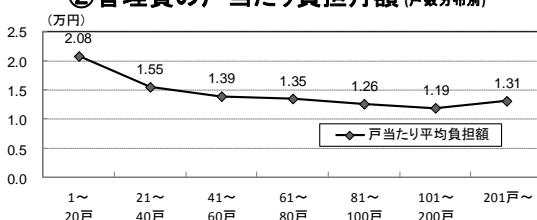
編集／発行者：吉田総合事務所
住所：柏市豊四季255-5-509
電話：04-7100-2025
URL：<http://www.mankan-buikan.com>

管理組合には①管
理体制の状況②日常
管理③管理費・修繕
積立金④長計・大規
模修繕⑤耐震化への
意識等、について質
問。設問は管理組合
や管理規約の有無、
管理の実施状況や目
常管理の問題、居住
者名簿の作成状況、
大規模修繕の実施状
況など全26項目。

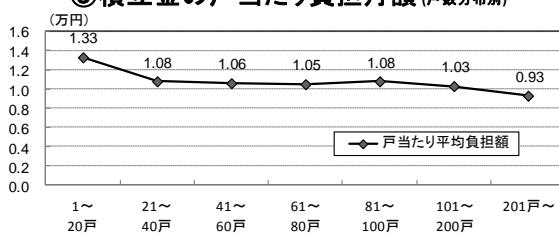
沢など全26項目



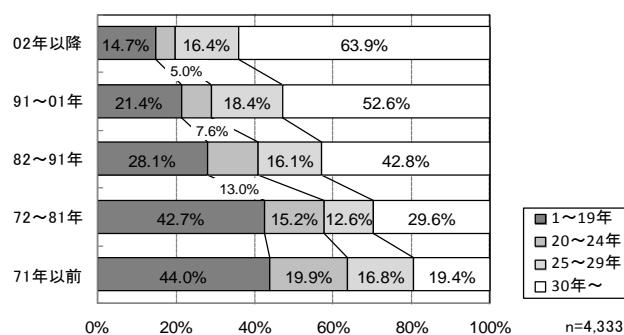
②管理費の戸当たり負担月額(戸数分布別)



③積立金の戸当たり負担月額(戸数分布別)



④長期修繕計画の作成状況(建築年別)



東京都が3月4日に発表したマンション実態調査結果から、管理活動状況について尋ねた管理組合へのアンケート結果をピックアップする。長期修繕計画（長計）の作成率は8割弱。計画年数は30年以上が5割を占めていた。大規模修繕は7割近くが実施。1971年以前に建築されたマンションでの実施率は97.6%だつた。

東京都調査態実
7割が居住者全ての名簿作成

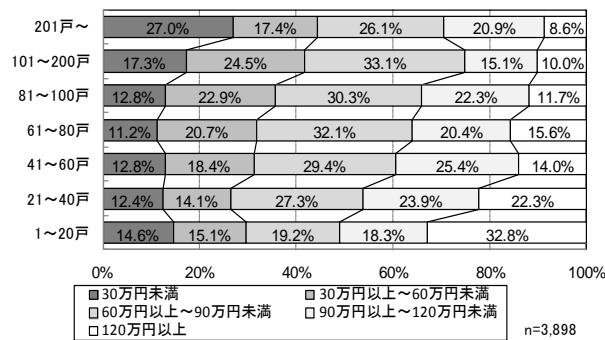
長崎
30年以
上
47%
%

面に不安（29・3%）が続く。居住者名簿は7いた（グラフ①）。管理費・積立金4%が作成して7管理費は96・8%が設定。戸当たり月額は1・20戸が最も高く、2万800円（グラフ②）。修繕積立金は94・5%が設定。戸当たる月額の最高値は1万320戸の1万300円。20戸以上と比べて30戸以上の差があつた（グラフ③）。長計は77・3%が作成済みで、88・3%が作成予定。未完成は14・1%、計画年数は3だ。（グラフ④）

大規模修繕工事は69・8%が実施済み。1971年以前の建築では97・6%が実施。2年建築物件以降は実施工率が9割を下回る。戸数別の戸当たり負担額はグラフ⑤参照。

耐震化への意識等 地震保険には2地 討中が5・8%。未加入は66・2%だった。長計に耐震項目が導入されているのは6・9%。（マンションシヨン管理新聞 第903号より）

⑤戸当たり大規模修繕工事費用 (戸数別)



て、昨年の見解を受け始めた管理組合はない。ようだが、外部への貸し出しを検討したもののが、実施できなかつたケースはあつたといふ。

タワー式や横行多段式の機械駐車場があるマンションで、管理組合がサブリース業者に依頼したが「採算が合わないため業者に断られたところが2、3件あつた」(関西の管理会社)。業者が断つたのは、

別のケースでは、タワー式の機械駐車場(約40台)があるマンションで、空いている約10台分を外部に貸し出すために、外部門使用を認める形に管理規約を変更した。

しかし、非収益と収益事業との経理区分を税理士などの専門家に任せた費用、トラブルになつた場合の対応、住民よりも外部使用者の使用料が安いことなどが問題になり、結局「棚上げ状態」になつてゐるとい

主に市街地で駅から近いマンションの機械駐車場では「空きが発生している」と管理会は口をそろえる。空きの原因として、立地の良さに加え、居住者が高齢化に伴い車に乗らなくなつて手放すことや、高さ不足でハイルーフ車が収容できることなどを挙げる。

が必要なことや出しが必要ない状態で、区分所有者から使用希望が出た場合、一定期間内に外部使用者は駐車場を明け渡さないといけない点でも、「条件面が合わなかつた」というのが、外部使用で空きがなくなつた状態で、区画ごとに時間がかかることがある。それでも空きが発生している」ということは、もともとあつたといふが、外部使用で空きがなくなつた状態で、区画ごとに時間がかかることがある。

国税庁が昨年2月、分譲マンション管理組合3者に駐車場を貸す「外部貸し」に対して課税率が経つが、管理組合が外部貸しを行うケースか。現状や問題点を管理会社に聞いてみた。

外
部
貸
し

波
高
し

一方、数十台の空き

があつた機械駐車場のマンションでは、以前から外部貸しを検討していたが、今回の見解で「外部に貸したら課税させるのがはつきり分かつたから、

「貸すことをやめた」という管理組合もあつた。80台ある平置き駐車場のうち、10台を外部に貸している管理組合では、「貸しているところの収益を申告」していたから、ほつとてていると思う」。

ば良いけれど、例えば1台空いていて1台だけ貸せても一部収益事業と見られるのであれば、税理士に任せたときのコストを考えた場合、マイナスになりかねないから難しい」と話す。機械駐車場の場合、外部に貸し出すよりも、その部分のメンテナンスをやめて費用を抑える方法を採用する管理組合もあるという。(マンション管理新聞 第900号より)

フロントの発言「不法行為」 元役員が訴え 管理会社に10万円支払い命じる

東京地裁

の中傷で精神的苦痛を受けたとして、元管理組合理事の男性が社員や管理会社に對し、損害賠償を求めていた訴訟の判決が2月27日、東京地裁であり、社員と管理会社に連帶して慰謝料十万円の支払いを命じた。

◇

裁判記録によると都内築約30年、約60戸のマンション。2010年、理事会終了後、物件を受託管理する東急コミュニケーションズの登記簿謄本を取得し、男性の住戸仮差し押さえを知り、コピーを組合役員3人に渡し、ほか役員2人には口頭で報告しており、理事長に「こうゆう状態で、少し気の登記簿謄本を押さえ食らつてゐるだろ。その件、早く解決しな」と告げた。男性は理事会をICレコーダーで録音しており、その流れで発言を録音していた。

社員は登記簿謄本を取得し、男性の住戸仮差し押さえを知り、者書類と組合役員3人と組合役員2人に渡し、ほか役員2人には口頭で報告し、理事長に「こうゆう状態で、少し気の登記簿謄本を押さえ食らつてゐるだろ。その件、早く解決しな」と告げた。男性は理事会をICレコーダーで録音しており、その流れで発言を録音していた。

社員は登記簿謄本を取得し、男性の住戸仮差し押さえを知り、者書類と組合役員3人と組合役員2人に渡し、ほか役員2人には口頭で報告し、理事長に「こうゆう状態で、少し気の登記簿謄本を押さえ食らつてゐるだろ。その件、早く解決しな」と告げた。男性は理事会をICレコーダーで録音しており、その流れで発言を録音していた。

「けた方がいい」と
していた。弁護士は志田原裁判官
に対する登記情報と、役員の開示を不法行為と
主張し、理事長に対する発言とロビーでの本
件の発言を名譽棄損として認定。ロビーでの発
言は「担当マンションの発言は神経を逆な
くするもので、絶対に許すことが出来ない」と
憤りの理由を明かしている。
として同社の使用
員も認めた。社員
組合役員との共謀・
は認めなかつた。
△
原告男性は理事長と
なり、新たなフロント
担当者を「優秀」と評
価しており、管理会社
は変更されていない。
(マンション管理新聞
第901号より)

編集後記

管理組合の通常総会の季節ですが、多くの管理組合では欠席者が多い現状にあります。大概は土日に開催されますがそれでも出席率は低い状況です。原因はいろいろあると思われますが、根本は無関心組合員が多いことだと思います。分譲マンションでは共用部分は共有の財産として、維持管理は組合員全員で決めて行くものとの意識が希薄なこと、自分が欠席しても大勢には影響しないとの気持ちからと思われます。これは国、地方公共団体の選挙の投票率が低くなっていることに似ています。どうしたら関心を持ってもらうかこれが管理組合問題のキーワードですね。(吉田)